

## 通所介護・通所型サービス重要事項説明書

南部町富沢デイサービスセンター

## 通所介護及び通所型サービス事業重要事項説明書

### 1 事業所の概要

|                       |                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------|
| 事業所名                  | 南部町富沢デイサービスセンター                             |
| 事業受託者                 | 南部町社会福祉協議会                                  |
| 所在地                   | 山梨県南巨摩郡南部町福士 14123 番地                       |
| 提供可能サービス<br>及び事業者指定番号 | 通所介護 (1970700488)<br>第 1 号通所事業 (1970700488) |
| 管理者・連絡先               | 所長 若林安彦 (電話 0556-66-3161)                   |
| サービス提供地域              | 南部町全域                                       |

### 2 事業所の職員体制等

| 職 種   | 人 数 |
|-------|-----|
| 管 理 者 | 1 名 |
| 生活相談員 | 1 名 |
| 看護師   | 1 名 |
| 介護職員  | 5 名 |
| 調理員   | 1 名 |
| 運転手   | 1 名 |

### 3 当センターの設備等

|          |                           |       |     |
|----------|---------------------------|-------|-----|
| 定 員      | 1 日あたり 30 名               | 静 養 室 | 1 室 |
| 食堂兼機能訓練室 | 1 室 117.18 m <sup>2</sup> | 相 談 室 | 1 室 |
| 浴 室      | 一般浴槽、特殊浴槽                 | 送 迎 車 | 5 台 |

### 4 営業時間及び休所日

| 営 業 日    | 日     | 月 | 火                | 水 | 木 | 金 | 土 | 祝               | その他、年間の休日               |
|----------|-------|---|------------------|---|---|---|---|-----------------|-------------------------|
|          | ×     | ○ | ○                | ○ | ○ | ○ | × | ○               | 8/14~8/16<br>12/29~1/ 3 |
| 営 業 時 間  | 平日・祝日 |   | 8 : 30 ~ 17 : 15 |   |   |   |   | ※早出対応 7 : 45 より |                         |
| サービス提供時間 | 平日・祝日 |   | 9 : 00 ~ 16 : 00 |   |   |   |   | ※送迎時間は含みません     |                         |

### 5 運営の方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 6 サービス提供の主な内容

- ・送 迎 居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・食 事 食事の提供及び必要な介助を行います。
- ・入 浴 一般浴槽と特殊浴槽で必要な介助を行います。
- ・健康チェック 看護師による体調や血圧等の確認を行います。
- ・機能訓練 機能回復のためのリハビリ訓練を行います。
- ・生活相談 生活一般に関わる相談やご家族の介護に関わる相談に応じます。
- ・レクリエーション ゲームやカラオケ等で心身の活性化を図ります。

## 7 利用料金等

### (1) 通所介護（地域単価 10.14 円）

#### ①基本利用料金（1日につき）

| 区分<br>介護度 | 所要時間 7 時間以上 8 時間未満 |              |              |
|-----------|--------------------|--------------|--------------|
|           | 個人負担金（1 割負担）       | 個人負担金（2 割負担） | 個人負担金（3 割負担） |
| 要介護 1     | 668円               | 1,335円       | 2,002円       |
| 要介護 2     | 788円               | 1,576円       | 2,364円       |
| 要介護 3     | 913円               | 1,826円       | 2,738円       |
| 要介護 4     | 1,038円             | 2,075円       | 3,112円       |
| 要介護 5     | 1,164円             | 2,328円       | 3,492円       |

| 区分<br>介護度 | 所要時間 6 時間以上 7 時間未満 |              |              |
|-----------|--------------------|--------------|--------------|
|           | 個人負担金（1 割負担）       | 個人負担金（2 割負担） | 個人負担金（3 割負担） |
| 要介護 1     | 593円               | 1,185円       | 1,777円       |
| 要介護 2     | 699円               | 1,398円       | 2,096円       |
| 要介護 3     | 808円               | 1,615円       | 2,422円       |
| 要介護 4     | 914円               | 1,828円       | 2,741円       |
| 要介護 5     | 1,023円             | 2,045円       | 3,067円       |

| 区分<br>介護度 | 所要時間 5 時間以上 6 時間未満 |              |              |
|-----------|--------------------|--------------|--------------|
|           | 個人負担金（1 割負担）       | 個人負担金（2 割負担） | 個人負担金（3 割負担） |
| 要介護 1     | 578円               | 1,156円       | 1,734円       |
| 要介護 2     | 683円               | 1,365円       | 2,048円       |
| 要介護 3     | 788円               | 1,576円       | 2,364円       |
| 要介護 4     | 893円               | 1,785円       | 2,677円       |
| 要介護 5     | 998円               | 1,996円       | 2,994円       |

| 区分<br>介護度 | 所要時間 4 時間以上 5 時間未満 |              |              |
|-----------|--------------------|--------------|--------------|
|           | 個人負担金（1 割負担）       | 個人負担金（2 割負担） | 個人負担金（3 割負担） |
| 要介護 1     | 394円               | 787円         | 1,181円       |
| 要介護 2     | 451円               | 901円         | 1,351円       |
| 要介護 3     | 509円               | 1,018円       | 1,527円       |
| 要介護 4     | 568円               | 1,136円       | 1,704円       |
| 要介護 5     | 626円               | 1,252円       | 1,877円       |

| 区分<br>介護度 | 所要時間 3 時間以上 4 時間未満 |              |              |
|-----------|--------------------|--------------|--------------|
|           | 個人負担金（1 割負担）       | 個人負担金（2 割負担） | 個人負担金（3 割負担） |
| 要介護 1     | 376円               | 751円         | 1,126円       |
| 要介護 2     | 429円               | 858円         | 1,287円       |
| 要介護 3     | 486円               | 972円         | 1,458円       |
| 要介護 4     | 541円               | 1,081円       | 1,622円       |
| 要介護 5     | 597円               | 1,193円       | 1,789円       |

#### ②入浴介助加算

| 要介護 1～5<br>（1 回につき） | 個人負担金（1 割負担） | 個人負担金（2 割負担） | 個人負担金（3 割負担） |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|
|                     | 4 1 円        | 8 1 円        | 1 2 2 円      |

#### ③サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

| 要介護 1～5<br>（1 回につき） | 個人負担金（1 割負担） | 個人負担金（2 割負担） | 個人負担金（3 割負担） |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|
|                     | 1 9 円        | 3 7 円        | 5 5 円        |

#### ④昼食代等

|            |         |                       |
|------------|---------|-----------------------|
| 食費（おやつ代含む） | 6 0 0 円 | ※当日のキャンセルについてはご負担願います |
|------------|---------|-----------------------|

※月計算にした場合、端数調整のため金額が異なる場合があります。

## (2) 通所型サービス（地域単価 10.14 円）

### ① 基本利用料金

| 区分<br>介護度    | 個人負担金（1割負担） | 個人負担金（2割負担） | 個人負担金（3割負担） |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 要支援1<br>（1月） | 1,824円      | 3,647円      | 5,470円      |
| 要支援2<br>（1月） | 3,672円      | 7,344円      | 11,015円     |

### ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

| 区分<br>介護度    | 個人負担金（1割負担） | 個人負担金（2割負担） | 個人負担金（3割負担） |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 要支援1<br>（1月） | 73円         | 146円        | 219円        |
| 要支援2<br>（1月） | 146円        | 292円        | 438円        |

### ③ 昼食代等

|                         |      |                       |
|-------------------------|------|-----------------------|
| 食費（おやつ代含む）<br>※利用日1日あたり | 600円 | ※当日のキャンセルについてはご負担願います |
|-------------------------|------|-----------------------|

## (3) 利用料金の支払方法

利用料金につきましては、月末までの利用実績を集計し、翌月の15日にご指定の口座より引き落としになります。ただし金融機関が休みの場合には翌営業日になります。お支払いの確認ができましたら、領収証を発行いたします

## 8 利用について

### (1) サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

### (2) 契約の終了について

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、このような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の重大な毀損によりご契約者に対する通所介護の提供が不可能になった場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業所から退所の申し出を行った場合

### (3) ご契約者からの中途解約・契約解除について

ご契約者は現にサービスを利用している期間を除き、解除を申し出ることができます。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定通所介護を実施しない場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が定める守秘義務に違反した場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑤他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(4) 事業所からの申し出による契約解除について

以下の事項に該当する場合には、事業所からの申し出により契約解除することがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、催告した後も30日以内に支払われない場合
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または入院、病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ⑤ご契約者が指定介護福祉施設等に入所した場合

9 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び非難に関する計画を作成し年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

10 緊急時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとします。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

12 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15 虐待に関する対策

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関するマニュアルを作成し、職員教育を行います。

16 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い感染症の予防に努め、職員の研修及び訓練を行います

17 利用者の記録及び個人情報の管理等

(1) 記録について

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報（サービス提供記録のほか、サービス計画、苦情や事故等の諸記録）についてはサービス提供の日から5年間保管します。

(2) 秘密保持と個人情報の保護について

事業者及び職員はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、介護保険サービス利用のため、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業等への情報提供を行うことがあります。尚、利用目的に変更が生じた場合は、その旨を通知いたします。

(3) 前項に掲げる事項については、通所介護サービス終了後、職員の退職後及び実習終了後も同様の扱いとします

18 サービス内容に関する相談・苦情について

・当事業所お客様相談・苦情担当

相談・苦情受付担当 デイサービスセンター所長 若林安彦（電話 66 - 3161）

苦情解決責任者 社会福祉協議会事務局長 小倉弘規（電話 64 - 2075）

・南部町の相談・苦情窓口

南部町役場福祉保健課 介護保険係（代表電話 66 - 2111 直通電話 64 - 4836）

・山梨県の相談・苦情窓口

山梨県国民健康保険団体連合会：介護保険課（電話 055－233-9201）

19 損害賠償について

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められ場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

20 第三者による評価の実施状況 未実施

令和      年      月      日

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、同意し受領しました。

(代理人) 住 所  
氏 名